

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.007

処 分 名	景観重要建造物の管理に関する命令
処 分 の 概 要	市長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は条例の規定に従って適切に管理されていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じることができます。
根拠法令等・条項	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 26 条 春日部市景観条例（平成 24 年条例第 40 号）第 32 条 春日部市景観条例施行規則(平成 24 年規則第 72 号)第 21 条
処 分 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定できません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日設定
備 考	

■景観法

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

■春日部市景観条例

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第32条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

■春日部市景観条例施行規則

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第21条 条例第32条第4号の規則で定めるものは、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずることとする。